



子育てカレンダー 8月中旬～



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報が変更となる可能性があります。最新情報は、町ホームページ等でご確認いただき、参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

Enjoy

8/24・9/14 はとっこひろば 「にこにこ」
(水) (水)

にこにこサロンのボランティアが、簡単な工作をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談などをお聞きします。

内容: (8月24日)うちわ作り、(9月14日)お月見かべかざり作り **時間:** 午前10時～11時 **定員・申込:** 各回3組で事前申込制。費用無料。定員になり次第受付を終了。

問合せ・場所: ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

9/9・22 保育体験
(金) (木)

親子で参加する保育体験です。

対象: 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの幼児と保護者 **募集:** 令和4年5月から随時募集中 **時間:** 午前9時30分～11時30分 **費用:** 保険料708円(13回分 初回参加時にご用意ください)

※詳細は右記の二次元コードから、園ホームページをご覧ください。

場所・問合せ: 町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592



すくすく

8/22・9/12 妊婦・乳幼児健康相談
(月) (月)



お子さんの成長確認や、育児相談等にご利用ください。

対象: 妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制)

時間: 午前9時30分～11時 **内容:** 身体計測、健康相談、栄養相談 **持ち物:** 母子健康手帳、タオル

場所・問合せ: 町子育て世代包括支援センター「ぴっぴ」 ☎ 298-1136

8/25(木) 3歳児健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に3歳児健診を行います。

対象: 平成31年4～平成元年6月生まれ **内容:** 身体計測、内科診察、歯科診察、保健相談など ※受付時間、持ち物等の詳細は個別に通知します。

場所・問合せ: 町保健センター ☎ 296-2530



育児や学校のこと、一人で悩まず相談を

ひばり子育て相談 (オンライン相談・電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。詳細は下記までお問い合わせください。

受付時間: 平日 午前9時～午後5時 **問合せ:** ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

さわやか相談室 (鳩山中学校内)

☎ 296-2230 **相談時間:** 授業がある日の午前11時～午後4時 ※上記相談時間以外の電話相談は町教育委員会事務局へ(☎ 296-1227 平日 午前8時30分～午後5時15分)

よい子の電話教育相談

(24時間 365日対応)

◆保護者専用 ☎ 048-556-0874、Eメール相談 soudan@spec.ed.jp ◆18歳以下の子ども専用(無料) ☎ # 7300 または 0120-86-3192

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

通常の相談時間を延長して、いじめ問題をはじめとする子どもの人権問題に関する相談を実施します。

日時 8月26日(金)から9月1日(木)午前8時30分～午後7時 ※ただし、8月27日(土)・28日(日)は、午前10時から午後5時まで

電話番号 0120-007-110 (全国共通・無料)

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員(秘密は厳守します)

問合せ さいたま地方法務局 人権擁護課 ☎ 048-859-3507

児童扶養手当・特別児童扶養手当に関する届出をお忘れなく

児童扶養手当

対象 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている家庭や、父または母に一定の障がいがあり子どもを育てている家庭など

支給期間 18歳になった年の年度末まで(一定の障がいがある児童は20歳未満まで)

申込 【新規の方】随時 【受給中の方】8月31日(水)までに現況届を提出

特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている家庭など

申込 【新規の方】随時 【受給中の方】8月12日(金)～9月12日(月)までに所得状況届を役場町民健康課に提出

※いずれも所得などの支給要件があります。

問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891 または県少子政策課 ☎ 048-830-3337

お忘れなく「児童手当現況届」

令和4年度から、児童の養育状況が変わっていない場合は、児童手当現況届の提出は原則不要です。

ただし、以下の方は現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方

- ①離婚協議中で配偶者と別居している方
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ③支給要件児童の戸籍がない方
- ④その他、状況を確認する必要がある方

該当者には5月下旬に現況届を郵送しています。まだ、届出がお済みでない方は、早めにご提出をお願いします。

提出されないと、6月以降の手当が支給されませんので、ご注意ください。

なお、児童手当から給食費等の引き落としをご希望される方は、下記までお申し出ください。

問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

もうお持ちですか? 「マイナンバーカード」



子育てに関する申請や届出をオンラインで行うことができる「マイナポータル」を利用するには、マイナンバーカードが必要です。

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取りなどに関する相談・手続きを行っています。

◆8月～9月 休日臨時開庁日

日程 8月14日(日)・27日(土) 9月4日(日)

時間 午前9時～正午 午後1時～3時

※8月は午前9時から正午のみ実施します。

場所 役場町民健康課(庁舎1階)

問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

マイナポイント第2弾申請受付中

マイナンバーカードの新規取得や、健康保険証としての利用登録などで、最大2万円分のマイナポイントを受け取ることができます。ポイントの受け取りには申込みが必要です。

なお、対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和4年9月末です。お早めの申請をお願いします。

詳しい申請方法等は右記の二次元コードからホームページをご覧ください。ただか、役場町民健康課(☎ 296-5891)または、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎ 0120-95-0178)までお問い合わせください。

